

短期連載

「源泉徴収事務」に 強くなる講座

税理士・中小企業診断士 野村 幸広

第2回 所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収（給与支払時）

給与・賞与からの所得税の 源泉徴収事務の位置づけ

給与計算や賞与計算における源泉徴収事務は、給与明細書の控除欄に記載する所得税額の計算という観点からは、社会保険料や住民税の徴収同様、給与計算業務や賞与計算業務の一部ということができます。

一方、国税庁のパンフレット「源泉徴収のしかた平成20年版」には、月々（日々）の給与や賞与を支払う際の源泉徴収事務の概要（次ページ図表1）が示されています。

図表1の(1)控除対象配偶者、扶養親族などの内容の確認、(2)給与や賞与に対する源泉徴収税額の計算及び(3)源泉徴収税額の徴収までは、給与計算・賞与計算業務の一部といえますが、(3)の後半“その事績の記録”と(4)源泉徴収税額の納付は、給与計算・賞与計算とは独立した、所得税の源泉徴収に特有

の事務といえます。

今回は、給与（賞与）計算業務における所得税の源泉徴収事務を中心に、給与計算に関わる税金である住民税の特別徴収についても、合わせて勉強していきたいと思います。

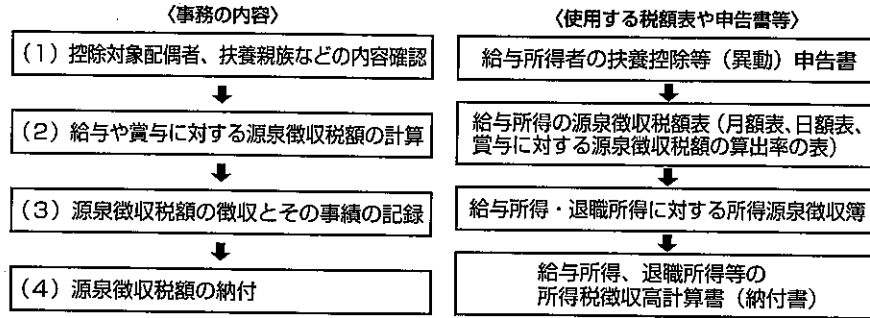
給与からの所得税の源泉徴収

ではまず、給与からの所得税の源泉徴収について、図表1の〈事務の内容〉(1)～(4)に従って説明していきます。

(1) 控除対象配偶者、扶養親族などの内容の確認

ここでは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、扶養控除等申告書）を使用することになっています。「扶養控除等申告書」は、年末調整の際（新入社員の場合は入社の際）に社員に配布し、記入してもらおう書類なので、経理ウーマンの皆さんにもな

図表1 月々(日々)の給与や賞与を支払う際に行なう源泉徴収事務



図表2 源泉徴収税額表(月額表)の一部

(290,000円-322,999円)

		甲								乙	
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	0	49,500
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	0	50,500
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	0	51,200
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	0	51,800
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	0	52,400
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	0	53,100
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	0	53,700
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	0	54,300
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	0	54,900
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	0	55,600
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	0	56,500

じみ深い書類でしょう (http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm参照)。

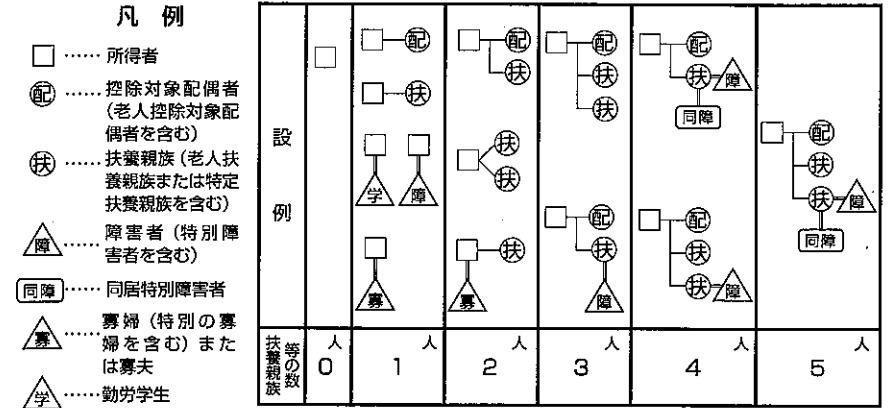
ここでのポイントは次の二つです。一つは、「扶養控除等申告書」の提出の有無の確認。もう一つは、「扶養控除等申告書」の「A控除対象配偶者」「B扶養親族」「C障害者等」の各欄の内容確認です。

では、この二つのポイントごとに見ていきましょう。

① 「扶養控除等申告書」の提出の有無の確認

まず、「扶養控除等申告書」の提出の有無は、図表1の(2)給与や賞与に対する源泉徴収税額の計算のもととなる「給与所得の源泉徴収税額表」(以下「月額表」。図表2参照)の適用のために

図表3 扶養親族等の数の求め方の例示



必要な情報です。具体的には、月額表の甲欄・乙欄のいずれを使うかに、扶養控除等申告書の提出の有無が関わります。すなわち、提出「有」なら甲欄、提出「無」なら乙欄を使用します。

② 「A控除対象配偶者」「B扶養親族」「C障害者等」の各欄の内容確認

月額表甲欄の扶養親族等の数の計算は、「扶養控除等申告書」のA、B、Cの各欄の記載に基づいて行ないます。この扶養親族等の数の計算はとても重要ですので、よく理解してください。

扶養親族等と「等」がついているところがミソなのです。控除対象配偶者(一定所得以下の配偶者)がこの「等」に含まれるところまでは想像がつくと思いますが、他にもこの「等」に含まれる場合があります。

図表3をご覧ください。扶養親族や控除対象配偶者がいなくても、本人が「勤労学生」「障害者」「寡婦または寡

夫」であれば、扶養親族等の数は1人と記入することになります。

また、扶養親族の1人が障害者であるような場合には、その障害者である扶養親族を2人とカウントします(図表3の下欄参照)。ですから控除対象配偶者も含めたいわゆる扶養家族の人数と、所得税法上の扶養親族等の数は一致しないこともある、ということをご認識しておいてください。

なお、扶養控除等申告書は、扶養親族や控除対象配偶者などがない人でも、給与の支払者(2ヵ所以上から給与の支払いを受けている人は主たる給与の支払者)に提出しなければならないこととなっています。その理由は、前述したように、この申告書の提出がない場合は乙欄が適用される(乙欄の税額は甲欄より高い税率で計算されている)からです。

したがって、給与計算担当者は、こ

図表4 税額表の使用区分

適用する区分	適用する給与	税額表の適用区分
月額表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、旬ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙欄…そのほかの人に支払う給与
日額表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの	甲欄…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙欄…そのほかの人に支払う給与
	日雇賃金	丙欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与(ただし、前月中に普通給与の支払いがない場合または賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使用)	甲欄…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄…そのほかの人に支払う賞与

の申告書を提出できる人については、これを提出するよう指導する必要があります。

(2) 給与や賞与に対する源泉徴収税額の計算

扶養控除等申告書の提出の有無と扶養親族等の数が確認できていれば、源泉徴収税額の計算はそう難しいことはありません。給与計算ソフトを使用していればなおのこと。ソフトなら、月給の給与についての源泉徴収税額の計算は、甲欄、乙欄の別と扶養親族等の数を社員マスターで適正に設定していれば、源泉徴収税額の計算はまず間違いありません。

そうはいっても、ソフトに頼りきりにならないためにも、自力で源泉徴収税額を計算できる知識を持つておくことはムダではありません。そこで、以

下に手計算で行なう場合の源泉徴収税額の計算について説明します。

給与に関する源泉徴収税額の計算には、「税額表」を用います。税額表には、図表4の3種類があります。この3つの税額表を給料・賞与の別、給与の支給方法に応じて使い分けます。さらにそれぞれの税額表を、扶養控除等申告書の提出の有無に応じて適用します。

では、税額表の種類ごとに使い方を説明しましょう。

① 月額表

月額表は月給に使う税額表ですので、もっとも実務上利用頻度の高い表です。

扶養控除等申告書の提出の有無で横軸を決定し、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額で縦軸を決定します。そして横軸から下に進み、縦軸から右に進んで交わるところが、求める

税額です(121ページ図表2参照)。たとえば扶養親族等の数が3人、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が30万9253円の人税額は、3800円です。注意しなければならないのは、縦軸の給与の金額が「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」となっている点です。社会保険料等には、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料のほか、雇用保険料も含まれます。また、「社会保険料等控除後の給与等の金額」という場合の「給与等」には、非課税給与は含まれません。

第1回の「源泉徴収」の基本知識で見た通り、源泉徴収される所得税は、給与の受取り側にしてみれば所得税の前払いですから、当然、税額表でいう「給与等」は所得税が課される給与等に限られます。すなわち、非課税給与は含まないということになるわけです。

非課税給与の代表選手は一定の通勤手当ですが、内容については後ほど詳述します。

② 日額表

日額表の利用に当たっては、図表4の「適用する給与」の欄に補足説明が必要でしょう。たとえば、2ヵ月超の継続的な雇用に基づいて、「今日は出勤したから日給1万円を渡します」というような給与は、日雇賃金とは異なります。ですから、日額表の甲欄または乙欄を適用します。

この説明を前提に日雇賃金の次の説

明を読んでいただくと、日雇賃金とそうでない給与の違いがよく分かると思います。

「日雇賃金とは、労働した日または時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払われる給与をいいます。ただし、一の支払者から継続して2ヵ月を超えて給与が支払われた場合には、その2ヵ月を超えて支払われているものは、ここでいう日雇賃金には含まれません」

③ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

最後に、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の利用の仕方を説明しましょう(次ページ図表5)。

まず、扶養控除等申告書の提出の有無と扶養親族等の数により、表の横軸を決定します。

次に、その横軸を下にたどり、その人の前月の社会保険料等控除後の給与等の金額が含まれる行を見つけます。

そして、その行を表の左端までたどります。その左端の値が、賞与に乗すべき所得税率となります。

賞与の金額にこの税率を乗じて、源泉徴収すべき所得税額を求めます。

賞与の源泉徴収税額の計算は、給与よりもちょっと複雑ですね。

④ 月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

冒頭で給与計算ソフトを使った場合

図表5 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（平成20年4月以降分）

甲	乙												
	0人		1人		2人		5人		6人		7人以上		
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満	94千円未満	133千円未満	243千円未満	275千円未満	308千円未満							
2	68	79	94	243	300	275	333	308	372				
4	79	252	243	282	269	312	300	406	333	431	372	456	
6	252	300	282	338	312	369	406	450	431	476	456	502	
8	300	334	338	365	369	393	450	472	476	499	502	527	
10	334	363	365	394	393	420	472	496	499	525	527	553	241千円未満
12	363	395	394	422	420	450	496	531	525	559	553	588	
14	395	426	422	455	450	484	531	574	559	604	588	632	
16	426	550	455	550	484	550	574	622	604	652	632	683	
18	550	668	550	689	550	710	622	771	652	792	683	812	
20	668	714	689	738	710	762	771	834	792	859	812	894	241
22	714	750	738	775	762	801	834	879	859	905	884	932	
24	750	791	775	817	801	844	879	929	905	957	932	985	
26	791	847	817	876	844	905	929	992	957	1,021	985	1,050	
28	847	917	876	949	905	980	992	1,074	1,021	1,106	1,050	1,137	
30	917	1,280	949	1,304	980	1,328	1,074	1,401	1,106	1,425	1,137	1,449	305
32	1,280	1,482	1,304	1,510	1,328	1,538	1,401	1,622	1,425	1,651	1,449	1,679	
35	1,482	1,761	1,510	1,794	1,538	1,828	1,622	1,928	1,651	1,981	1,679	1,994	
38	1,761千円以上	1,794千円以上	1,828千円以上	1,928千円以上	1,961千円以上	1,994千円以上	1,928千円以上	1,961千円以上	1,994千円以上	583千円以上			

の源泉徴収税額の計算の話に触れましたが、じつは給与計算ソフトで計算される源泉徴収税額と、今まで説明してきた方法で計算した源泉徴収税額は、一致しない場合があります。

というのも、給与計算をコンピュータで行なっている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、コンピュータが計算しやすい別の表で源泉徴収税額を求めることができる特例が設けられているからです。なお、賞与と日額表についてはこのような特例はありませんので、手計算とコンピュータの計算が正確に一致します。

(3) 源泉徴収税額の徴収とその事績の

記録

源泉徴収税額の徴収は、給与明細の控除欄に(2)で計算した所得税額を記入し、所得税額差引後の給与を本人に支給することで完了します。第1回で触れた「天引き」システムですね。

そして、その事績の記録ということになります。121ページ図表1を見ると、この記録には、「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」を利用することになっています。その様式は次ページ図表6の通りです。

給与明細・給与台帳等から、必要な項目を抜き出して記入する表が「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」であるといえるでしょう。

図表6 所得税源泉徴収簿の記載例

甲欄 乙欄	所 属	職 名	住 所	支給		社会保険料等の控除額	社会保険料等の給付額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整 同上の税額に き返付又は徴 した月区分	
				月 日	金額								
平成 21年 分 給 与 所 得 に 関 連 す る 所 得	1	経 理 課	専 務 職 員	住 所 番 号 1793-0014 東 京 都 板 橋 区 大 山 東 町 35-1	1	2/1	405,000	52,503	352,497	2	7,060	7,060	
					2	2/30	405,000	52,503	352,497	2	7,060	7,060	
					3	3/21	405,000	52,503	352,497	2	7,060	7,060	
					4	4/21	406,000	52,304	353,696	2	7,180	7,180	

この記入を1年間行なうことにより、(納付書)を記入して金融機関等で納付することになりますが、その記入方法についても、回を改めて説明します。

(4) 源泉徴収税額の納付

源泉徴収税額の納付時期については第1回でご説明しましたが、簡単におさらいしておきます。

給与や賞与から源泉徴収した所得税は、原則として給与や賞与を支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。ただし、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税について、年2回にまとめて納付するという納期の特例制度が設けられています。

実際の納付は「所得税徴収高計算書

非課税給与

非課税給与

では、今までの説明で積残しとなっていた非課税給与と、住民税の特別徴収についてお話ししましょう。給与所得には、通常の給料、賃金、賞与のほか、諸手当や現物給与（金銭ではなく現物や割引販売等の経済的利益の供与）も含まれます。

① 通勤手当等

イ) 交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券…1ヵ月あたりの合理的な運賃等の額（最高10万円）
ロ) 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当…

通勤距離に応じて一定額（通勤距離が片道45キロメートル以上の場合で月額2万4500円以下など）

ハ) 交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具を使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券…1ヵ月あたりの合理的な運賃等の額とロ) の合計額（最高10万円）

②特殊な給与

イ) 旅費…出張や転勤のための旅行に必要な支出に当てるための金品で、通常必要と認められるもの

ロ) 宿日直料…原則として1回の宿日直について4000円までの部分

ハ) 交際費等…使用者（会社）の業務のために使用したことが明らかなもの
ニ) 結婚祝金品等、葬祭料、香典、見舞金等…社会通念上相当と認められるもの

以上のほか、制服の支給や一定の食事の支給等の現物支給、社宅の貸与等の経済的利益の供与でも非課税とされるものがあります。

住民税の特別徴収

個人住民税は、前年の所得に対して税額が決定され、これを当年支払うという前年課税主義が採用されています（一部例外もあります）。

給与から特別徴収する住民税は、前年所得に対する住民税ですので、所得

税のように税額表を適用して給与の支給の都度計算する必要はありません。

ではどのように住民税額を決定するかというと、毎月の住民税の徴収は、各従業員の住んでいる市区町村から送られてくる「特別徴収税額通知書」に従って行ないます。

この通知書には、毎年6月から翌年5月の12ヵ月で毎月の給与から徴収すべき住民税額が記載されています。この記載の通りに住民税額を徴収すればよいわけです。

特別徴収した住民税の納期限は、源泉所得税同様、給与支払いの翌月10日までです。また、住民税にも源泉所得税と同様の納期の特例（半年に一度特別徴収した住民税を納付できる特例）があります。

以上、給料支払時の所得税の源泉徴収と住民税の特別徴収について、一連の作業を説明いたしました。皆さんの実務の参考になれば幸いです。



●のむら ゆきひろ

税理士・中小企業診断士。1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。http://www.nomura-co.com【近況】両手でエレクトーンを弾ける幸せ。子供のレッスンに付き合った賜物。人間、何歳からでも成長できることを再認識しました。